岩手県小学生バレーボール連盟加盟団体登録規程

岩手県小学生バレーボール連盟規約第20条により、団体登録規定を下記の通り定める。なお、下記のほか、インターネットを使った、公益財団法人日本バレーボール協会登録管理システム(以下 JVAMRS)により、チーム登録及び選手登録を済ませることが条件となる。

- 第1項 本連盟の加盟団体は、この規定の定めるところにより、その団体及び構成員が、岩手県小学生 バレーボール連盟に登録された団体(以下登録団体という)でなければならない。
- 第2項 本連盟に加盟しようとする団体は、JVAMRSにより申請しなければならない。
 - 2 加盟団体は登録構成員を、JVAMRSにより「加盟選手一覧」を取得し、毎年4月30日までに、本連盟に提出するものとする。
 - 3 登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。
- 第3項 登録構成員の資格は、県内の国・公・私立の小学校及び各種学校に在籍、あるいは在住している もので4月1日現在12歳未満の者とする。
 - 2 ただし、他の都道府県の選手を登録させることも可とする。その場合、双方の各理事長の承認を得ること。
- 第4項 登録は一人一団体とする。
- 第5項 登録団体は、その登録構成員に追加あるいは変更がある場合は、遅滞なく本連盟に届け出なければならない。
- 第6項 毎年5月1日以降に、申請された登録及び登録構成員の追加あるいは変更の届出は、本連盟が これを承認した日から、その効力を発生するものとする。
- 第7項 登録団体は、その登録構成員が退団したときは、直ちに JVAMRS により登録抹消をし、「加盟選手一覧」を提出しなければならない。登録を抹消された者は、届が受理された日からその効力を失う。
- 第8項 所属団体を退団し、新たに別団体に登録する場合は、JVAMRSにより登録をし、「加盟選手一覧」を提出して登録を申請するものとする。
 - 2 所属団体の代表者が登録抹消を承認しない場合、抹消を申請した日から2ケ月を経過したとき、 自動的に抹消が承認されたものとみなす
 - 3 別団体に登録した者は、同一年度内に元の団体に再登録することはできない。
- 第9項 本連盟が主催または共催する、大会・予選会・順位決定戦(以下、競技会という)への参加は、 本連盟の登録団体の登録構成員でなければならない。
 - 2 他団体からの移籍者は同一大会期間中(予選・順位決定戦から本大会)においては、団体の構成員として承認されても、試合に出場することはできない。
 - 3 新規に JVAMRS に登録した者は、団体の構成員として承認された後、競技会へ参加することができる。
- 第10項 一登録団体からの競技会への参加チーム数は、各競技会開催要項の定めるところによる。
- 第11項 本連盟の登録団体または構成員が、反スポーツマン的行為を犯したと本連盟が認めたときは、 一定期間競技会への出場停止あるいは登録抹消をすることがある。

付 則

- 1 本規定は1987年4月1日より適用する。
- 2 2003年4月29日、一部改正
- 3 2008年4月26日、一部改正
- 4 2018年4月21日、一部改正
- 5 2019年4月21日、一部改正